

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
名宝陸運有限会社 本社営業所	代表取締役	岡田政弘	愛知県	運輸業, 郵便業	https://meihou-rikuun.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2019年10月30日
-------	-------------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	・荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について、取引先と真摯に協議をし、自らも積極的に提案します。
2	A ⑦	運転以外の作業部分の分離	・運転業務と運転以外の附帯作業の分離についてその都度 取引先と協議をいたします。
3	B ①	運送契約の書面化の推進	・運送契約の書面化を推進します。
4	C ②	働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用	・契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。【参考】自動車運送事業者の行政処分情報検索(国土交通省HP) http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi
5	D ①	荷役作業時の安全対策	・荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任の明確化を図ります。
6	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	・台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送および運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と判断した場合は、その判断を尊重します。

PR欄	<p>・一般貨物運送事業をはじめ、自動車運送取扱事業を行い各地方の協力会社を含め全国の輸送を行っております。輸送範囲は中京圏を主として、北は北海道、南は九州・沖縄までの小口混載貨物から貸し切り便まで、4t・10t・トレーラーと、あらゆるお客様のお役に立てる運行、手配を常時行っております。</p> <p>・「女性や60代の乗務員を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現」につながる独自の取り組みを行い地域の皆様に愛される企業を目指して頑張っています。</p>
-----	---